

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(日曜日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

昭和四十年四月十五日第三種郵便物認可

昭和四十年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

電話二二二二(三番線) 電報二二二二(三番線)

○ 規 則
鳥取県調整手当等支給規則の一部を改正する規則
鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県調整手当等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年七月二十日

鳥取県知事 石 坂 二 朗

鳥取県規則第三十号

鳥取県調整手当等支給規則の一部を改正する規則

鳥取県調整手当等支給規則(昭和三十九年一月鳥取県規則第五号)の
一部を次のように改正する。
第五條第二項中「百円」を「百五十円」と、「七十円」を「百十円」と
改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年七月二十日

鳥取県規則第三十一号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和三十三年三月鳥取県規則第十七号)の
次のように改正する。

別表一の(1)の(1)を次のように改める。

- (3) 消防税(昭和二十三年法律第八十六号)第十六條の三及び第十
七條の九の規定に基づき手数料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県知事 石 坂 二 朗